

亀山市選挙管理委員会告示第5号

亀山市明るい選挙推進協議会規程を次のように定める。

令和6年7月22日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今 西 政 和

亀山市明るい選挙推進協議会規程

(設置)

第1条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、亀山市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う選挙に関する常時啓発事業を推進するため、亀山市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙についての調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 明るい選挙についての啓発及び宣伝に関すること。
- (3) その他明るい選挙に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) まちづくり協議会を代表する者
- (3) 女性団体を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 委員会の委員及び補充員
- (6) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期満了の日においても後任者が定まらない場合は、後任者が就任するまでの間、その職務を代行する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。ただし、欠員が定員の2割未満である場合には、補欠委員の選任は行わないことができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員（補欠委員を除く。）の委嘱又

は任命後最初の会議は、委員会の委員長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、亀山市選挙管理委員会事務局が処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に亀山市明るい選挙推進協議会の委員である者は、第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年5月31日までとする。